

組 合 要 覽

平成 1 9 年度版



飯 盛 靈 園 組 合

はじめに

本組合は、守口市、門真市、大東市及び四條畷市にて組織する一部事務組合で、昭和40年3月に公園墓地事業を行うことを目的とし、設立されたものです。

緑豊かな自然環境に恵まれた当霊園は、発足後42年を経過した今日、関係市民の強い墓地需要に応え、墓所数約24,000区画を保有するにいたりました。

今後約20年間の墓地需要の対応として、約4,500区画の新墓所の造成工事を平成19年3月に完了いたしました。また、多様化する市民ニーズに対応するため、合葬墓「虹の丘」や洋風の芝生墓所を新たに設置いたしました。

園内の随所に日本庭園やアスレチック広場を設けるなど公園的機能も充実させ、利用される方々の憩いの場所でありたいと、常に努力を続けているところであります。

また、併設の火葬場にあつては、昭和43年建設の旧斎場建設を、平成5年12月に建替えを施工し、現在は、最新技術を結集した無煙無臭の無公害施設として、また、厳粛ななかにも明るい近代的施設として、多くの方々の利用に供しているところです。

昭和45年6月から開始しました公営葬儀事業につきましては、近年の生活環境及び生活様式の急激な変化のなかで、幾度かの制度改革を経て、現在では簡素にして、厳粛な葬儀として関係市民に定着し、広く活用されております。

しかしながら、近年の社会情勢は、国際化、情報化が叫ばれる一方で、少子化、高齢化という新たな状況に直面しているところから、当組合としても今後とも組合行政のあゆむべき方途を正しく見きわめ、市民福祉の一層の充実をめざして、たゆまぬ努力をつづけたいと念願しています。

目 次

1	組合関係市の人口及び面積、位置	2
2	飯盛霊園・飯盛斎場配置図	3
3	組合のあゆみ	4 ~ 6
4	霊園開発と自然保護	7
5	霊園事業	8 ~ 10
6	火葬事業	11 ~ 12
7	葬儀事業	13
8	議 会	14
9	執行機関、事務局	14
10	財 政	15
11	飯盛霊園組合規約	16 ~ 17

1 組合関係市の人口及び面積、位置

組合関係市の総面積は 62.02km²。住民基本台帳による人口は平成19年1月1日現在、460,225人となっています。

平成19年1月の1平方キロメートル当たりの人口密度は、7,420人となっています。

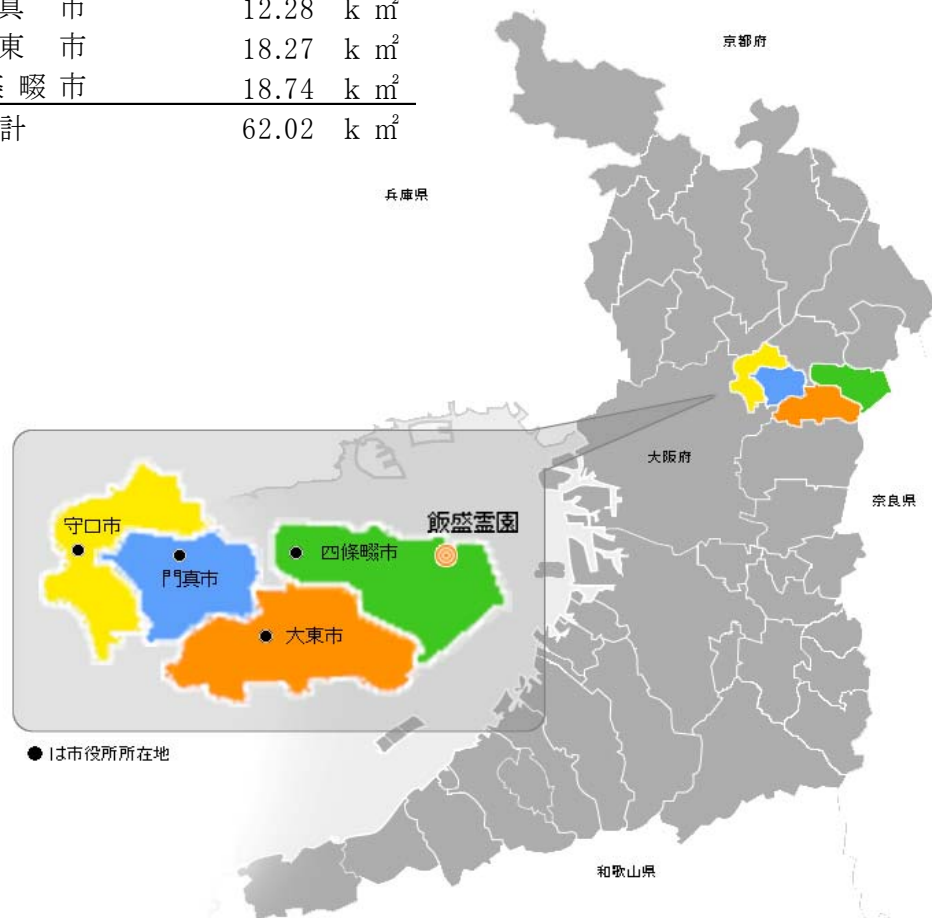
関係市の人口推移

(各年とも1月1日現在)

市別 \ 年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
守口市	148,898人	147,624人	146,908人	146,072人	145,489人
門真市	134,030	133,590	132,930	132,013	131,485
大東市	126,765	126,528	126,113	126,566	126,190
四條畷市	56,269	56,836	57,286	56,942	57,061
計	465,962	464,578	463,237	461,593	460,225

関係市の面積

守口市	12.73 k m ²
門真市	12.28 k m ²
大東市	18.27 k m ²
四條畷市	18.74 k m ²
計	62.02 k m ²



2 飯盛霊園・飯盛斎場配置図

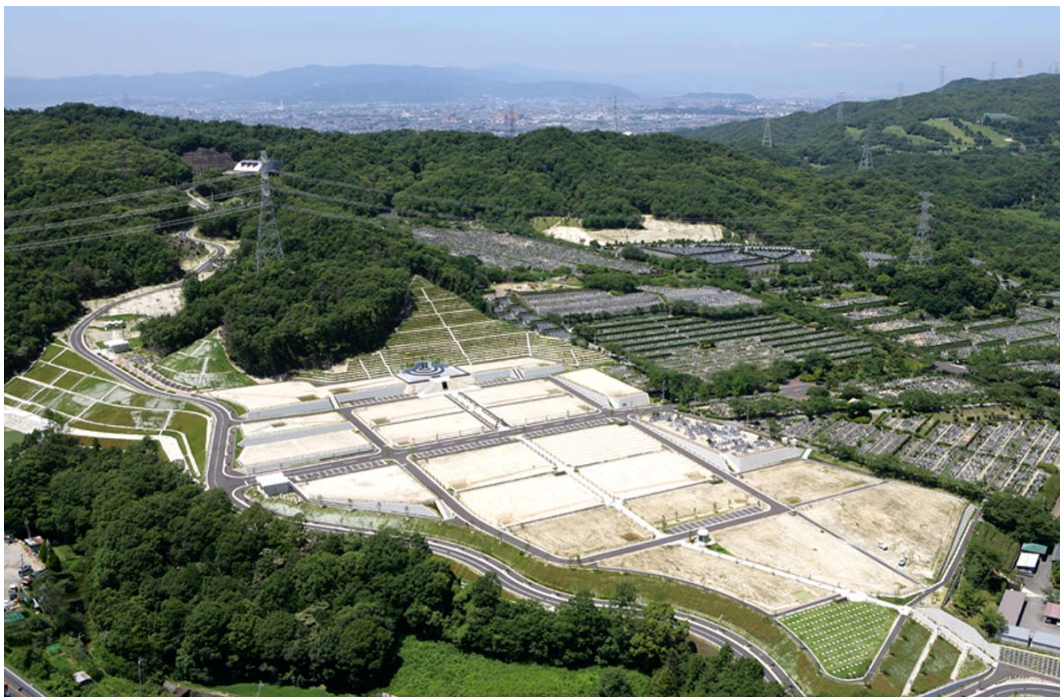


3 組合のあゆみ

西暦	年号	年・月	おもなできごと	備 考
1965	昭和	40・3	組合設立 構成市町(守口市・門真市・大東市・四條畷町)	
		10	霊園及び斎場基本計画策定	
		12	霊園事業及び執行年度割決定 昭和40～48年度 火葬場事業及び執行年度割決定	38.5 ㍉ 2.6 ㍉
1966		41・7	霊園事業及び火葬場事業計画認可	
1967		42・1	霊園及び斎場工事着工	
		12	斎場敷地造成工事完成	
1968		43・2	墓所供用開始(1区)	1,110区画
		5	組合事務所建築工事完成	
		12	斎場建築工事完成・供用開始	
1969		44・4	墓所供用開始(3区・4区)	3,168区画
		12	都市計画墓園区域変更(1㍉追加)	39.5 ㍉
1970		45・6	組合葬儀事業開始	
		7	四條畷町市制施行 四條畷市	
1974		49・7	墓所供用開始(2区)	1,582区画
1976		51・1	墓所供用開始(5区)	334区画
1977		52・1	墓所供用開始(5区B地区)	351区画
		3	京阪・近鉄臨時バス運行開始	
		4	墓所供用開始(5区A・C地区)	779区画
		9	墓所供用開始(5区D～F地区)	238区画
		10	あずまや4棟完成	
1978		53・1	日本庭園整備工事完成	
		3	墓所供用開始(5区G地区ほか)	230区画
		6	墓所供用開始(6区前期分)	1,032区画
		10	霊園周辺が「星田下田原銃猟禁止区域」に指定	約 213 ㍉
		54・3	供花売店開設(地元農協に業務委託)	
		5	墓所供用開始(6区13・14列)	393区画
1979		54・9	「シンボル・ゾーン」完成	
		9	墓所供用開始(6区後期)	920区画
1980		55・9	墓所供用開始(6区18列)	180区画
1981		56・1	墓所供用開始(3区25・26列)	131区画
1982		57・2	墓所供用開始(7区・特4区)	1,266区画
1983		58・2	墓所供用開始(7区・新2区) －申込資格を関係市民に限定－	552区画
1984		59・5	「レストコーナー」及び「新池庭園」完成	
1984		5	墓所供用開始(7区後期)	673区画
1985		60・3	霊園正面ゲート新設工事完成	
		4	組合設立20周年記念式典	
		11	組合事務所新庁舎完成	
		11	墓所供用開始(2区27～29列・7区9・10列)	794区画
1986		61・12	臨時バス待合所完成	

西暦	年号	年・月	おもなできごと	備 考
1987	昭和	62・ 1	墓所供用開始(5区27～29列)	102区画
		3	墓所供用開始(壁型7区12列)	43区画
		8	墓所供用開始(3区27・28列・4区34・35列)	155区画
1988	平成	63・ 1	墓所使用者管理にコンピュータ導入	
		2	墓所供用開始(7区15列) - 申込資格を遺骨所持者に限定 -	200区画
		2	都市計画墓園区域変更(3.1 ㎡追加)	42.6 ㎡
1989	平成	1・ 6	墓所供用開始(7区18・19列)	542区画
1990		2・ 2	墓所供用開始(7区20列)	371区画
1991		3・ 5	墓所供用開始(7区16列)	105区画
1992		4・ 1	霊園だより創刊	
		8	新斎場建設着工	
		12	墓所供用開始(8区1～7列・5区13列一部外)	308区画
1993		5・11	新斎場完成 落成記念式典挙行	
1993		5・12	新斎場供用開始	
1994		6・ 1	墓所供用開始(7区17列) - 当区画に関し有骨制限を一時解除 -	877区画
1995		7・ 6	墓所供用開始(7区21列)	252区画
1996		8・ 6	墓所供用開始(7区22列)	145区画
	8	都市計画墓園区域変更(14.4 ㎡追加)	57.0 ㎡	
	9・ 3	北地区拡張事業認可 約6.4 ㎡ (2, 400区画)		
1997	9・11	墓所供用開始(11区1～10列)	223区画	
1999	11・ 1	墓所供用開始(9区4・8～10列) - 空墓所24区画同時受付-有骨者限定-	558区画	
	10	墓所供用開始(9区1～3列) - 空墓所331区画同時受付-有骨制限なし-	409区画	
2000	12・ 9	墓所供用開始(9区7列) - 空墓所216区画同時受付- - 遺骨の有無により区分受付-	140区画	
2001	13・ 5	墓所供用開始(9区6列) - 待機者限定-空墓所42区画同時受付-	140区画	
	13・ 9	墓所供用開始(9区5列) - 空墓所122区画同時受付-有骨者限定-	153区画	
2002	14・ 3	空墓所使用者募集(88区画) - 有骨制限なし-		
2002	14・ 9	墓所供用開始(10区1・3列) - 空墓所25区画同時受付-有骨者限定-	272区画	
2003	15・ 2	南地区拡張事業認可 14.7 ㎡ (4, 600区画)		
	3	空墓所使用者募集(97区画) - 有骨制限なし-		
	15・ 9	墓所供用開始(10区2列) - 空墓所25区画同時受付-有骨者限定-	258区画	
2004	16・ 3	空墓所使用者募集(108区画) - 有骨制限なし-		

西暦	年号	年・月	おもなできごと	備 考
2005	平成	16・ 9	墓所供用開始(10区4・5列) -空墓所25区画同時受付-有骨者限定-	223区画
		17・ 3	空墓所使用者募集(95区画) -有骨制限なし-	
2006		17・ 9	墓所供用開始(10区6・7列) -空墓所24区画同時受付-有骨者限定-	256区画
		18・ 3	空墓所使用者募集(88区画) -有骨制限なし-	
2007		18・ 9	墓所供用開始(10区8列・13区1列) -空墓所21区画同時受付-有骨者限定-	314区画
		19・ 3	空墓所使用者募集(155区画) -有骨制限なし-	
		19・ 4	合葬墓「虹の丘」供用開始	



霊園開発と自然保護

当組合は、昭和40年3月、大阪府北東部の三市一町（守口市・門真市・大東市及び四條畷町）をもって構成する地方自治法上の一部事務組合として発足しました。

当時、大阪市の衛星都市として人口過密の状況にあった守口市ほか二市と、市域の3分の2が山地である四條畷町とが広域行政の一環として霊園事業を起こすことで合意したのが組合設立の動機です。

飯盛霊園は、四條畷市の東端、奈良県との境界に近い同市下田原にあり、金剛生駒国定公園に接した標高160m緑豊かな自然環境に恵まれたところです。

当霊園は、組合設立と同時に都市公園法による都市計画墓園として都市計画決定されたもので、3回の都市計画変更により区域の拡大を図り、現在の総面積は57.0ha（飯盛斎場を除く）となっております。

現在の墓所数は20,380区画で、墓所の一区画は、1.2㎡から30㎡までの面積となっております。平成19年3月に拡張工事が完了し、基本造成済墓所数は約24,000区画の墓所数となり、また多くの人たちを共に埋蔵する、自分の将来のために生前予約もできる新しいお墓の形として、合葬墓「虹の丘」も完成しました。

当霊園では、かねて公園的機能の充実につとめており、シンボル・ゾーン（噴水と散策路を含む植樹帯、約7,800㎡）・日本庭園・新池庭園（いずれも池と滝と遊歩道など、計約5,100㎡）・ほとけ石の丘（こどもの遊具のある広場、約7,402㎡）・ひだまりの丘（芝生広場、約4,000㎡）などがあります。

植栽樹木は高木、約100種、7,800本。中低木、約40種の226,000株を数え、春の花、萌える新緑、そして錦繡の秋と四季おりおりの趣があり、墓参者だけでなく広く一般市民の家族連れのレクリエーションの地として親しまれています。

また、当霊園では、かねて市民の祖霊をお慰めする一助にもと、職員一体となって”野鳥の呼びもどし作戦”に取り組んで来ました。

そのためには、まず野鳥の安心して住める環境づくりが先決と考え、①府当局にはたらきかけて、周辺一帯の地域を「禁猟区」に指定してもらい②野鳥の好む樹種をできるだけ多く植え、③病虫害駆除のための薬剤の散布も必要最小限に止めるなどの手を打って来ました。

その甲斐あって、現在では、園内で生息を確認できる野鳥は、約50種を数えるに至りました。



シンボル・ゾーン

霊園事業

一般墓所

永代使用料（最近改正・芝生墓所追加 平成19年4月1日）

墓所の種別	墓所面積	使用料 (1平方メートルにつき)
一般	4平方メートル以内	162,000 円
	6平方メートル以内	171,000
	8平方メートル以内	196,000
	12平方メートル以内	219,000
	16平方メートル以内	246,000
	20平方メートル以内	271,000
	20平方メートルを超えるもの	330,000
壁型	4平方メートル以内	162,000
芝生	4平方メートル以内	182,000

説明

- 1 本表使用料は、関係市内に引き続き2年以上住所を有する者に適用し、同2年未満の者には5割増とする。
- 2 面積の算定にあたり0.1平方メートル未満の端数が生じたときは、その端数は切捨てるものとする。
- 3 使用料の計算において100円未満の端数が生じたときは、その端数は切捨てるものとする。

使用料の増徴率（最近改定 平成18年7月28日）

位置 配置 ゾーン	角地		次地		中地		独立のもの
	1列	2列	1列	2列	1列	2列	
A	30 %	20 %	15 %	5 %	10 %	0 %	40 %
B	40	30	25	15	20	10	50
C	50	40	35	25	30	20	60
D	60	50	45	35	40	30	70
E	70	60	55	45	50	40	80
F	80	70	65	55	60	50	80

維持費（最近改正・芝生墓所追加 平成19年4月1日）

使用墓所面積1㎡につき年額2,500円（芝生墓所は4,000円）を、3年分又は20年分前納として徴収しています。

墓所造成区画状況

昭和42年度	1,110 区画	昭和61年度	145 区画
昭和44年度	3,168	昭和62年度	355
昭和49年度	1,582	平成元年度	913
昭和50年度	334	平成2年度	105
昭和51年度	351	平成4年度	308
昭和52年度	1,247	平成5年度	877
昭和53年度	1,032	平成7年度	252
昭和54年度	1,313	平成8年度	145
昭和55年度	311	平成9年度	223
昭和56年度	1,266	平成10年度	558
昭和57年度	552	平成11年度	1,925
昭和59年度	673	平成18年度	841
昭和60年度	794		
		合 計	20,380 区画

墓所使用許可状況

年度 市名	昭和42～平成17年度		平成18年度		累 計	
	区画数	構成比	区画数	構成比	区画数	構成比
	区画	%	区画	%	区画	%
守口市	4,090	21.1	78	28.9	4,168	21.3
門真市	2,777	14.4	78	28.9	2,855	14.6
大東市	2,379	12.3	58	21.5	2,437	12.4
四條畷市	1,418	7.3	42	15.6	1,460	7.4
その他	8,676	44.9	14	5.1	8,690	44.3
計	19,340	100.0	270	100.0	19,610	100.0

注1: 昭和58年度から使用申込資格を関係市民に限定しています。

注2: その他は許可後に関係市外へ転居したものです。

合葬墓「虹の丘」

核家族化や少子化、家族意識の変化から多様化する墓への要求に応えるために設置しました。管理はすべて飯盛霊園組合が行い、承継者を必要としない新しい時代の埋蔵施設としてのお墓です。

使用料

合葬を基本申込とし、希望者は遺骨の個別安置と記名板への記名が選択できます。

申込区分		使用料
合葬	1体分	50,000 円
個別安置(10年間)	1体分	50,000 円
記名	1件分	100,000 円

- 1 地下部分の埋蔵室は、合葬室と遺骨を骨壺に入れたままで安置することができる個別安置室の2つの部屋があります。
- 2 地上部分の中央奥にモニュメントを設置し、手前の献花台の前からいつでもお墓参りができます。
- 3 地上部分の周囲に御影石の記名板を設置しています。



合葬墓「虹の丘」

6 火葬事業

関係市のうち、守口市を除く三市は以前から市営の火葬場が無く、また、守口市においても既存の施設が周辺一帯の都市化により移転を迫られるに至りましたので、地元理解のもとに霊園の北側隣接地に昭和43年10月建設しました。

関係市及び近郊市民の利用を得ていましたが、それも長年の使用により老朽化しましたので、平成4・5年度事業として斎場新設工事を計画、平成5年12月完成供用開始に至りました。

◎ 飯盛斎場

敷地面積	11,404.91 ^m ₂
構造	鉄筋コンクリート一部鉄骨造
延床面積	2,566.71 ^m ₂
駐車場	64台分

施設内容

火葬棟	(延面積 1,748.94 ^m ₂)
火葬炉(白灯油)	標準炉 3基 大型炉 7基 汚物炉 1基 予備 2基
告別室	3室
収骨室	2室
霊安室	1室

待合棟	(延面積 817.77 ^m ₂)
待合ホール	1ホール
待合室	2室(有料)
軽食コーナー	1室

炉の性能その他

火葬所要時間(1体につき)	約1時間30分
白灯油消費量(1体につき)	約 50 ^{リットル}
台車	受皿式



飯盛斎場全景

斎場使用料（最近改正 平成9年4月1日）

種 別	区 分	単 位	使 用 料		
			関係市 円	交野市 円	その他 円
火葬炉	満12歳以上の者	1 体	9,000	55,000	60,000
	満12歳未満の者		6,000	36,000	40,000
	死 産 児		2,000	12,000	14,000
汚物炉	産 汚 物 等 人 体 の 一 部	1個または1包 (約30センチ メートル立方)	700	2,600	3,200
霊安室	遺 体 預 かり	24時間まで	700	4,000	4,500
		24時間を超えた 場合1時間増す ごとに	70	400	450
待合室	和 室	1時間30分まで	1,000	4,500	5,000

火葬炉使用状況

市 別	年 度	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
		件 数	構成比 %	件 数	構成比 %	件 数	構成比 %
守 口 市		882	16.5	929	17.5	944	17.3
門 真 市		936	17.6	986	18.5	907	16.7
大 東 市		713	13.4	756	14.2	788	14.5
四 條 畷 市		339	6.4	380	7.1	375	6.9
小 計		2,870	53.9	3,051	57.3	3,014	55.4
交 野 市		319	6.0	286	5.4	343	6.3
その他の市町村		2,137	40.1	1,984	37.3	2,083	38.3
小 計		2,456	46.1	2,270	42.7	2,426	44.6
合 計		5,326	100.0	5,321	100.0	5,440	100.0

7 葬儀事業

組合葬儀は、葬祭の簡素化及び葬祭費用負担の軽減をはかるために、昭和45年6月から実施してきました。

この業務は、民間葬儀業者に委託する方式を採っており、申込者が指定業者（関係市内の21業者）のなかから業者と種別（下記の3種）を選択して、委託執行することとなっています。

なお、使用者には「奨励金」として1件あたり3万円を支給しています。組合葬儀の適用は、主宰する者又は死亡者が関係市の住民で、関係市内において執行する者を対象とします。

葬儀使用料（最近改正 平成6年6月1日）

種別	区分	使用料	
		12歳以上	12歳未満
特別		290,000 円	285,000 円
標準		260,000	255,000
略式		160,000	155,000

◎ 取扱いの内容

- ・ 納棺等死体の取扱い
- ・ 棺箱、葬祭用品の供給
- ・ 祭壇の飾付け及び式事の執行
- ・ 門前の飾付け
- ・ 霊柩車による搬送
（ただし、特別を使用の場合のみ）



祭壇装飾の一例

葬儀使用状況

市別	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
守口市	53	27.0 %	90	35.7 %	81	30.6 %
門真市	62	31.6	55	21.8	61	23.0
大東市	63	32.2	79	31.4	92	34.7
四條畷市	18	9.2	28	11.1	31	11.7
合計	196	100.0	252	100.0	265	100.0

8 議 会

組合議会議員の定数は12人で、関係市の議会の議員の中からそれぞれの市の議会において選挙することになっています。

議会の定例会の回数は、年3回と定められています。

◎ 議員定数の内訳

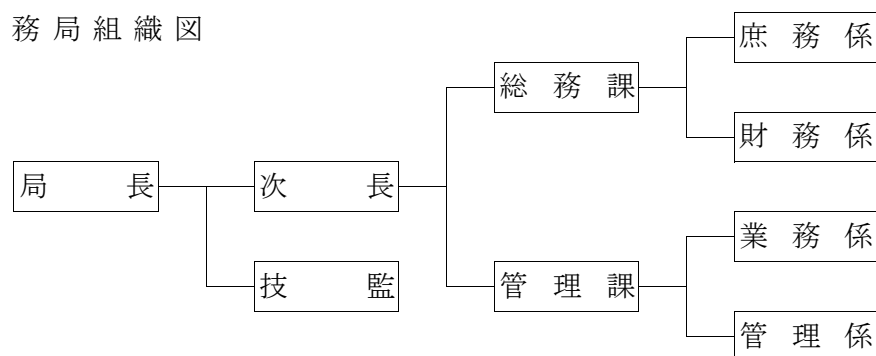
守口市	4人
門真市	3人
大東市	3人
四條畷市	2人

9 執行機関・事務局 (平成19年4月1日現在)

管 理 者	1人	関係市の長の互選による。
副 管 理 者	4人	管理者を除く関係市の長及び管理者の属する市(管理市)の副市長をあてる。
会 計 管 理 者	1人	管理者が任免する。
監 査 委 員	2人	議会の議員及び識見を有する者のうちから各1人を選任する。
公平委員会委員	3人	

職 員 数	(条例定数19人以内)	
事務職員	10人	(内派遣1人)
技能職員	2人	(内再任用1人)
嘱託員	4人	(内非常勤2人)
計	16人	

事務局組織図



10 財 政

予算は、一般会計と特別会計とに分かれています。

一般会計は、「議会費」「その他の一般管理費的経費」と「火葬場」及び「組合葬儀」に係るものについて編成されています。

歳入（使用料収入等）の不足分は、関係市からの組合分担金で賄っています。

特別会計は、霊園事業に係るものを内容とし、独立採算制で事業に要するすべての費用を当事業による収入で賄うべきものとされています。

過去5年間 決算額の推移

一般会計

単位:千円

区 分	年 度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度
		決算額	決算額	決算額	決算額	決算額	予算額
歳 入 総 額		545,535	495,562	474,526	504,997	451,483	364,042
歳 出 総 額		497,269	462,221	395,090	410,313	384,110	364,042
歳入歳出差引額		48,266	33,341	79,436	94,684	67,373	—

霊園事業特別会計

区 分	年 度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度
		決算額	決算額	決算額	決算額	決算額	予算額
歳 入 総 額		749,253	853,523	1,049,666	1,184,674	2,148,591	476,242
歳 出 総 額		721,429	815,521	989,544	1,102,017	2,116,061	476,242
歳入歳出差引額		27,824	38,002	60,122	82,657	32,530	—

11 飯盛霊園組合規約（昭和40年3月17日 許可）

最近改正 平成19年4月1日

（組合の名称）

第1条 この組合は、飯盛霊園組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する市）

第2条 組合は、守口市、門真市、大東市及び四條畷市（以下「関係市」という。）をもって組織する。

（共同処理する事務）

第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同で処理する。

(1) 火葬場、墓地公園及びこれに附随する諸施設の設置並びにその管理運営に関する事務

(2) 葬儀に関する事務

（事務所の位置）

第4条 組合の事務所は、大阪府四條畷市大字下田原448番地に置く。

（議会の組織及び議員の選挙方法）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、12人とし、関係市の議会において、その関係市の議会の議員のうちから、守口市は4人、門真市は3人、大東市3人及び四條畷市は2人を選挙する。

2 組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員の属していた関係市は、ただちにこれを補充しなければならない。

（議員の任期）

第6条 組合議員の任期は、関係市の議会の議員としての任期による。

（執行機関の組織及び選任方法）

第7条 組合に管理者1人、副管理者4人及び会計管理者1人を置く。

2 管理者は関係市の長の互選により選出する。

3 副管理者は、管理者以外の関係市の長及び管理者の属する市の副市長（副市長が複数の場合は、管理者が指名する副市長）をもってあてる。

4 会計管理者は、管理者がこれを任免する。

（管理者等の任期）

第8条 管理者及び副管理者の任期は、関係市の長又は副市長としての任期による。

（補助職員）

第9条 組合に職員を置く。

2 前項の職員は管理者が任免する。

（監査委員）

第10条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が議会の同意を得て組合議員及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項に規定する識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）のうちから各1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者にあつては組合議員としての任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任された者にあつては4年とする。

(組合の経費の支弁の方法)

第11条 組合の経費は、関係市の分賦金、組合の事業から生ずる収入その他の収入をもつて支弁する。

2 前項の分賦金は、総額の100分の10を関係市の均等割とし、総額の100分の90を当該会計年度の前年度の1月1日現在における関係市の住民基本台帳による人口に比例して関係市に分賦する。

附 則

(適用の日)

1 この規約は、大阪府知事の許可のあった日から効力を有する。

(職務代理者)

2 この規約により管理者が選挙されるまでの間、管理者の職務は、関係市の長が互選した職務代理者がその職務を行うものとする。

附 則 (昭和45年6月1日)

この規約は、大阪府知事の許可のあった日から効力を生ずる。

附 則 (昭和45年10月22日)

この規約は、大阪府知事の許可のあった日から効力を生ずる。

附 則 (昭和48年3月6日)

この規約は、大阪府知事の許可のあった日から効力を生ずる。

附 則 (昭和50年1月28日)

この規約は、大阪府知事の許可のあった日から効力を生ずる。

附 則 (平成6年5月23日)

この規約は、大阪府知事の許可のあった日から効力を生ずる。

附 則 (平成18年1月25日)

この規約は、大阪府知事の許可のあった日から効力を生ずる。

附 則 (平成19年2月14日)

(施行期日)

1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。この場合においては、変更後の飯盛霊園組合規約第7条及び第8条の規定は適用せず、変更前の飯盛霊園組合規約第7条及び第8条の規定は、なおその効力を有する。